

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする(図2-1-1)。

■ゾーン区分の検討項目

- 自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等
- 社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等
- 生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏等を形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

- ・行政区界
- ・沿岸の区分 等

ゾーニング

図2-1-1 ゾーニング区分の検討

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1 整備ゾーンと保全の方向性

1-1 ゾーニング

(1) ゾーン区分

海岸保全施設の整備に当たっては、第1章でまとめた海岸保全の方向性に従い計画するものであるが、複雑な地形の丹後沿岸において、複数の海岸管理者が多くの箇所で整備を行うことになるため、地域としての連続性や統一性を損なわないよう、地形条件を中心に社会経済条件や生活文化圏、行政区界等によって海岸をいくつかのゾーンに区分し、ゾーンごとに大まかな指針を定めることとする(図2-1-1)。

■ゾーン区分の検討項目

- 自然条件：海岸および背後の地形、流入河川等
- 社会経済条件：背後地の土地利用、港湾・漁港等利用形態等
- 生活文化圏：通勤、通学、買物等いわゆる生活圏等



丹後沿岸の大部分が典型的なリアス式海岸であり、湾・岬・河川・背後の尾根や谷等によりエリアを作る。このエリアが主要因となり行政区界、経済圏、生活圏等を形成していく。

海を利用する産業等、社会経済条件によってもいくつかのエリアをつくる。

生活文化圏は、交通ルートや手段によりエリアを形成する。陸上交通が発達していなかった昔は、海上交通等を利用し図のようなエリアを形成していたと考えられる。

- ・行政区界
- ・沿岸の区分 等

ゾーニング

図2-1-1 ゾーニング区分の検討

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

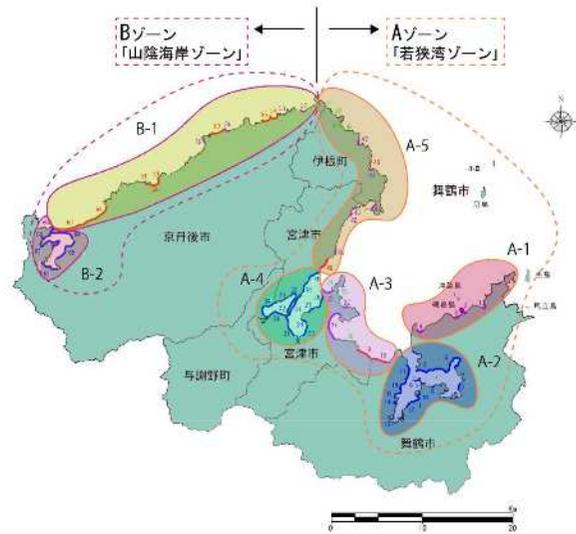


図 2-1-2 ゾーニング

(2) ゾーニング図

ゾーン設定の考え方

- ・ 経ヶ岬を挟んで地形が大きく変化し波浪の状況が大きく異なる（自然条件）
- ・ 海を利用する産業では丹後半島西側は漁業中心、東側は観光中心（社会経済条件）
- ・ 過去からの地域交流圏は経ヶ岬の西側と東側に大別できる（生活文化圏）

以上より経ヶ岬を境にして大きく2つのゾーン「A：若狭湾ゾーン」と「B：山陰海岸ゾーン」に区分し、また地域の特徴を考慮することにより丹後沿岸を図2-1-2のようにゾーニングする。

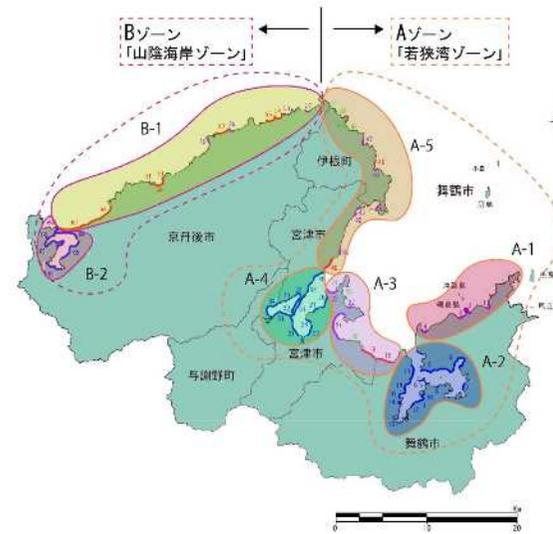


図 2-1-2 ゾーニング

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
56	<p>(8) 各ゾーンの整備方針 設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。</p> <p>Aゾーン(若狭湾ゾーン)</p> <p>A-1:大浦ゾーン 半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・背後地の漁村や集落を守るため、気候変動を考慮した津波や高潮・高波、侵食に対して、海岸保全対策を進める。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・若狭国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。 ・漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>A-2:舞鶴湾ゾーン 湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 ・古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに、気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせ、海岸保全対策を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。 ・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。 ・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。</p>	53	<p>(8) 各ゾーンの整備方針 設定した各ゾーンについて、概要・特徴、海岸保全施設の整備に関する考え方を示す。</p> <p>Aゾーン(若狭湾ゾーン)</p> <p>A-1:大浦ゾーン 半島と入り江が続き、ポケット的に砂浜と漁村が点在する。豊かな漁場であるとともに、良好な景観を有する海水浴場があるゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 背後地の漁村や集落を守るため、侵食や高潮・高波対策等の海岸保全対策を進める。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 若狭国定公園に指定されており、希少な動植物の生育場の保全に努める。 ・漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>A-2:舞鶴湾ゾーン 湾内に幾つもの浮島が点在し、その眺望は近畿百景第1位である。また、海軍ゆかりの地として多数の面影を残す建造物等、古くから発達している港町ゾーンである。</p> <p>〈 防護 〉 古くから整備が進められてきたゾーンであることから、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 背後地の舞鶴赤れんがパーク等や優れた環境の適切な維持・保全に努める。 ・交流の拠点となる港湾機能の強化を図る。 ・港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。</p>	<p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p>
56	53	<p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p>		

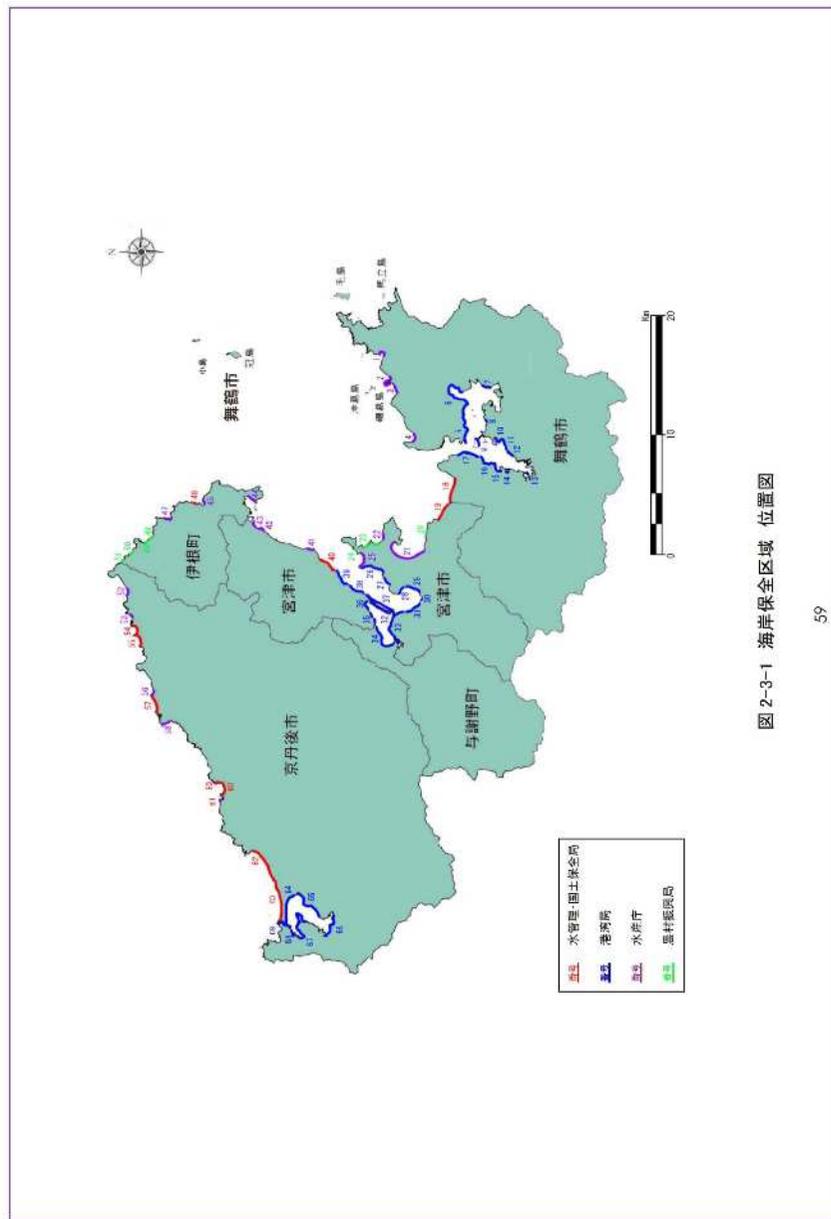
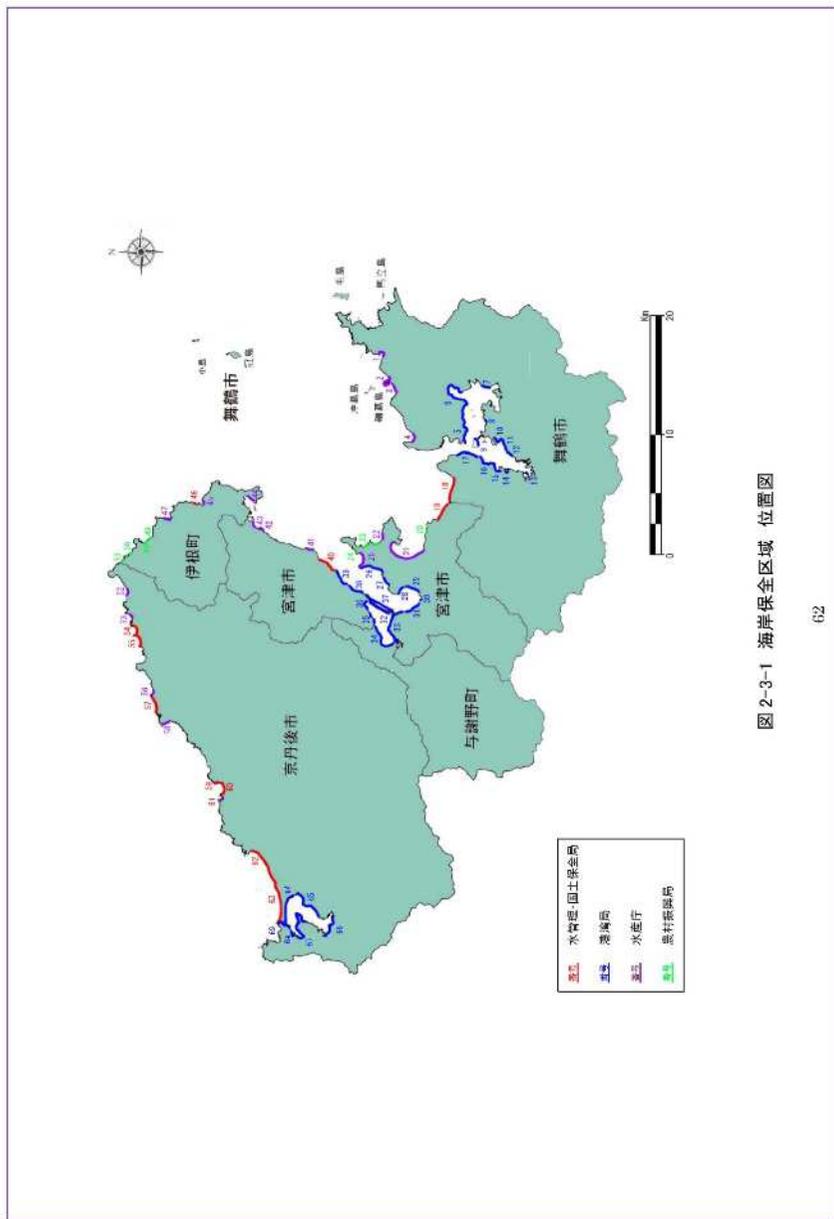
頁	変更後	頁	変更前	変更理由
57	54	54		
<div data-bbox="219 229 943 328"> <p>A-3:由良・栗田ゾーン 山長川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王伝説の舞台となったゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="219 328 943 453"> <p>〈 防護 〉 ・侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）等による砂浜の保全を図る。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 ・気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、砂浜地形等の自然特性を活かしつつ、海岸保全対策を進める。</p> </div> <div data-bbox="219 472 943 571"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。 ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。</p> </div> <div data-bbox="219 596 943 695"> <p>A-4:宮津湾ゾーン 日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="219 695 943 820"> <p>〈 防護 〉 ・天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 ・気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせ、海岸保全対策を進める。</p> </div> <div data-bbox="219 839 943 938"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。 ・観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。</p> </div> <div data-bbox="219 948 943 1046"> <p>A-5:宮津・伊根ゾーン 日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。近世網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="219 1046 943 1171"> <p>〈 防護 〉 ・背後に漁村が密集する地域について、気候変動を考慮した高潮・高波等に対し、必要に応じて、ソフト対策等と組み合わせつつ、人命及び資産の保全を図る海岸保全対策を推進する。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を行う。</p> </div> <div data-bbox="219 1190 943 1305"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 ・国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。 ・漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。</p> </div>	<div data-bbox="1227 229 1951 328"> <p>A-3:由良・栗田ゾーン 山長川の河口に位置し、美しい砂浜と松林があり、安寿と厨子王伝説の舞台となったゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="1227 328 1951 453"> <p>〈 防護 〉 侵食が進んでいる海岸については、潜堤（人工リーフ）等による砂浜の保全を図る。 比較的高発生頻度が高い津波に対して、海岸保全施設の整備により浸水対策を図る。 老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> </div> <div data-bbox="1227 472 1951 571"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。 漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を検討する。</p> </div> <div data-bbox="1227 596 1951 695"> <p>A-4:宮津湾ゾーン 日本を代表する観光資源（天橋立）を有する。丹後地域を牽引する交流拠点ゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="1227 695 1951 820"> <p>〈 防護 〉 天橋立を中心とする宮津湾周辺は、海岸保全施設の整備が進んでいるが、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。</p> </div> <div data-bbox="1227 839 1951 938"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。 観光地としての海岸利用の促進を図り、整備の強化に努める。</p> </div> <div data-bbox="1227 948 1951 1046"> <p>A-5:宮津・伊根ゾーン 日本を代表する観光資源（伊根の舟屋）を有する。近世網漁を中心とした漁業の生活文化を今に残すノスタルジアあふれるゾーンである。</p> </div> <div data-bbox="1227 1046 1951 1171"> <p>〈 防護 〉 背後に漁村が密集する地域では、ソフト対策と一体となって、人命や資産を守る。 老朽化した施設の維持管理や改良を行う。</p> </div> <div data-bbox="1227 1190 1951 1305"> <p>〈 環境/景観・親水/利用 〉 国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている伊根の舟屋等の貴重な建造物の保全に努める。 漁業、海水浴利用等があることから、各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。</p> </div>	<p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p> <p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p> <p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p>		

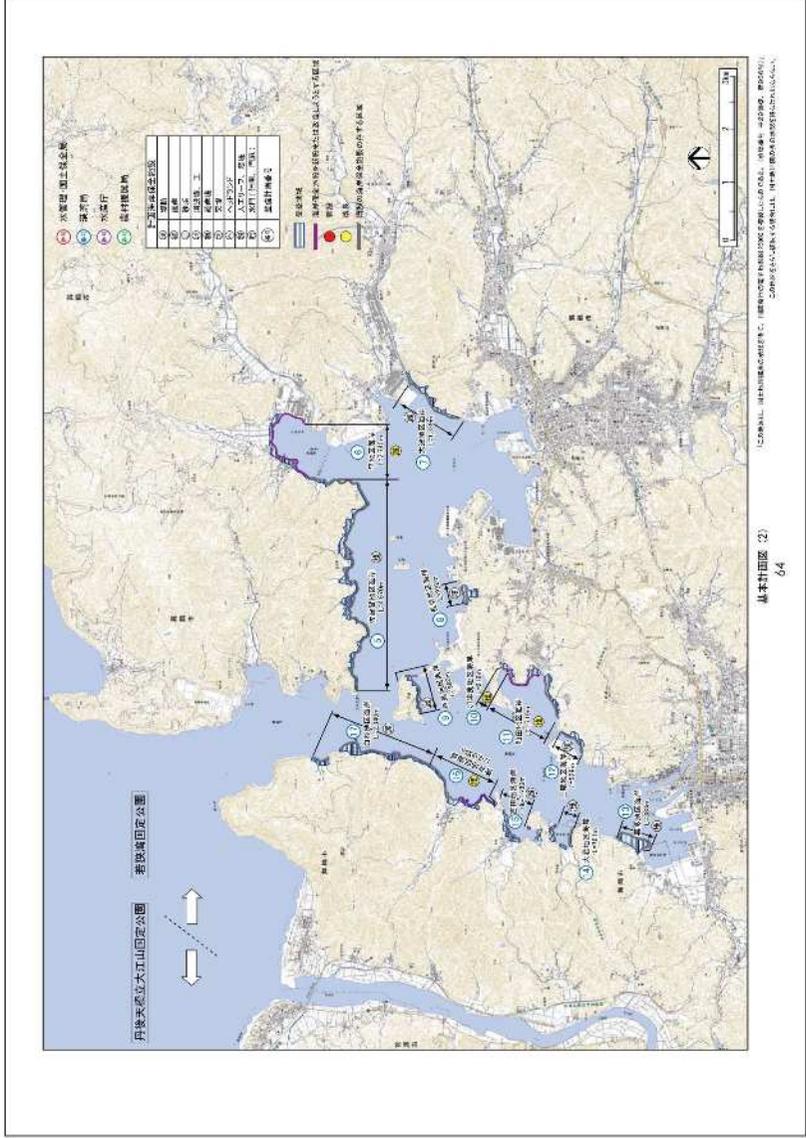
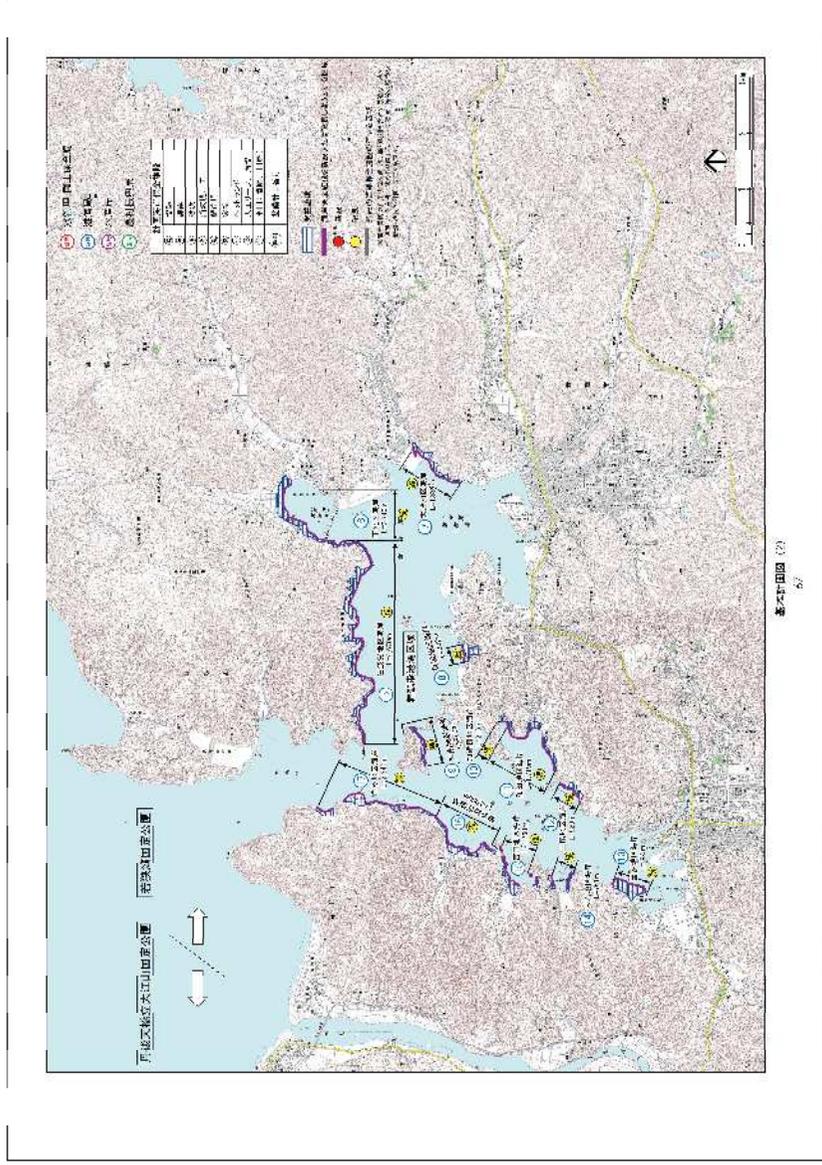
頁	変更後	頁	変更前	変更理由
58	<p data-bbox="226 240 439 264">Bゾーン(山陰海岸ゾーン)</p> <p data-bbox="226 301 376 325">B-1:京丹後ゾーン</p> <p data-bbox="226 328 934 408">丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。</p> <p data-bbox="226 424 311 448">＜ 防護 ＞</p> <ul data-bbox="226 448 934 564" style="list-style-type: none"> ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。 ・老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 ・気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、砂浜地形等の自然特性を活かしつつ、海岸保全対策を進める。 <p data-bbox="226 592 474 616">＜ 環境/景観・親水/利用 ＞</p> <ul data-bbox="226 616 934 708" style="list-style-type: none"> ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。 ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。 <p data-bbox="226 767 394 791">B-2:久美浜湾ゾーン</p> <p data-bbox="226 794 934 842">白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が存在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。</p> <p data-bbox="226 858 311 882">＜ 防護 ＞</p> <ul data-bbox="226 882 934 954" style="list-style-type: none"> ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進めるとともに、気候変動を考慮した高潮・高波等に対して、必要に応じてソフト対策等と組み合わせ、海岸保全対策を進める。 <p data-bbox="226 981 474 1005">＜ 環境/景観・親水/利用 ＞</p> <ul data-bbox="226 1005 934 1050" style="list-style-type: none"> ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繁りの向上を図る。 	55	<p data-bbox="1234 252 1447 276">Bゾーン(山陰海岸ゾーン)</p> <p data-bbox="1234 312 1384 336">B-1:京丹後ゾーン</p> <p data-bbox="1234 339 1906 419">丹後半島のほぼ先端に位置し、立岩、屏風岩、丹後松島等、岩礁の織りなす絶景と、ポケットビーチや広大な砂浜が存在する美しい自然海岸である。自然豊かな地形が特徴的なゾーンである。</p> <p data-bbox="1234 435 1319 459">＜ 防護 ＞</p> <ul data-bbox="1234 459 1906 539" style="list-style-type: none"> ・冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、離岸堤や潜堤（人工リーフ）等、海岸保全施設により対策を行う。老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <p data-bbox="1234 544 1482 568">＜ 環境/景観・親水/利用 ＞</p> <ul data-bbox="1234 568 1906 675" style="list-style-type: none"> ・自然公園や山陰海岸ジオパークに認定されており、貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。 ・自然環境に配慮しつつ、海水浴場やキャンプ場等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。トウテイラン等の希少な海浜植物等の保全に努める。 <p data-bbox="1234 743 1402 767">B-2:久美浜湾ゾーン</p> <p data-bbox="1234 770 1906 850">白砂青松の小天橋を中心に美しい浜が存在する。また、久美浜湾内はカキの養殖が盛んであり、入り組んだ地形が織りなす美しい景観が形成されているゾーンである。</p> <p data-bbox="1234 866 1319 890">＜ 防護 ＞</p> <ul data-bbox="1234 890 1906 946" style="list-style-type: none"> ・比較的古くから施設整備が進んでおり、老朽化した施設の維持管理や改良を進める。 <p data-bbox="1234 951 1482 975">＜ 環境/景観・親水/利用 ＞</p> <ul data-bbox="1234 975 1906 1031" style="list-style-type: none"> ・親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるような護岸整備を推進し、エリア全体の繁りの向上を図る。 	<p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p> <p>・気候変動を考慮した整備方針に加筆・修正</p>

頁	変更後	頁	変更前	変更理由	
59	<p>2 海岸保全施設の新設又は改良</p> <p>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</p> <p>それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。</p> <p>2-2 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等</p> <p>海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表2-3-1に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。</p> <p>＜ 施設の種類の種類 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前章で設定した防浪水準を確保するよう、護岸等の配置計画を示す。なお、実施にあたっては、気候変動予測の不確実性、経済性、地形条件、地元の見解等を踏まえ、必要に応じて段階的整備や面的防波等による複合的な対策、ソフト対策も組み合わせる等、多層的で柔軟な対策の検討を行う。 ○ 整備する海岸保全施設の種類の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）等とする（図2-2-1）。 <p>＜ 施設の規模 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表中の計画天端高は、各海岸の代表断面において、2100年時点まで2度上昇した場合を想定し、高潮・高波に対して必要となる高さや津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値に余裕高を加えて設定した。実施にあたっては、現地の地形条件や地元の見解等を踏まえ、各施設において対策案を検討し、整備内容を決定する。 <p>＜ 施設の配置 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施にあたっては詳細な検討を行う。 	56	<p>2 海岸保全施設の新設又は改良</p> <p>2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域</p> <p>それぞれのゾーン内において「各ゾーンの整備方針」を踏まえつつ、海岸保全施設の整備区域を設定する。</p> <p>2-2 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等</p> <p>海岸保全施設の新設又は改良の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表2-3-1に、施設の配置を基本計画図(1)～(8)に示す。</p> <p>＜ 施設の種類の種類 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点で最適と考えられる工法を選定しているが、今後、海岸地形の変化や保全対策に係る知見の発展に加え、地元の見解も踏まえ、より適切な工法となるよう常に見直しを行い、整備を実施する。 ○ 現在調査中、工法検討中等で詳細計画が未決定の箇所についても、現段階で決定している計画内容を挙げる。実施にあたっては、地元の見解も踏まえ詳細な検討を行う。 ○ 整備する海岸保全施設の種類の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）等とする（図2-2-1）。 <p>＜ 施設の規模 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸保全施設の整備延長とするが、計画の内容又は進捗度に応じ、整備計画のある海岸の海岸保全区域（指定・予定を含む）延長としている箇所を含む。施工延長、断面形状等は、実施に当たり詳細な検討を行う。 <p>＜ 施設の配置 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施にあたっては詳細な検討を行う。 	<p>・施設の種類の種類について気候変動を踏まえた内容に修正</p>	<p>・施設の規模について気候変動を踏まえた内容に修正</p>
	59		56		

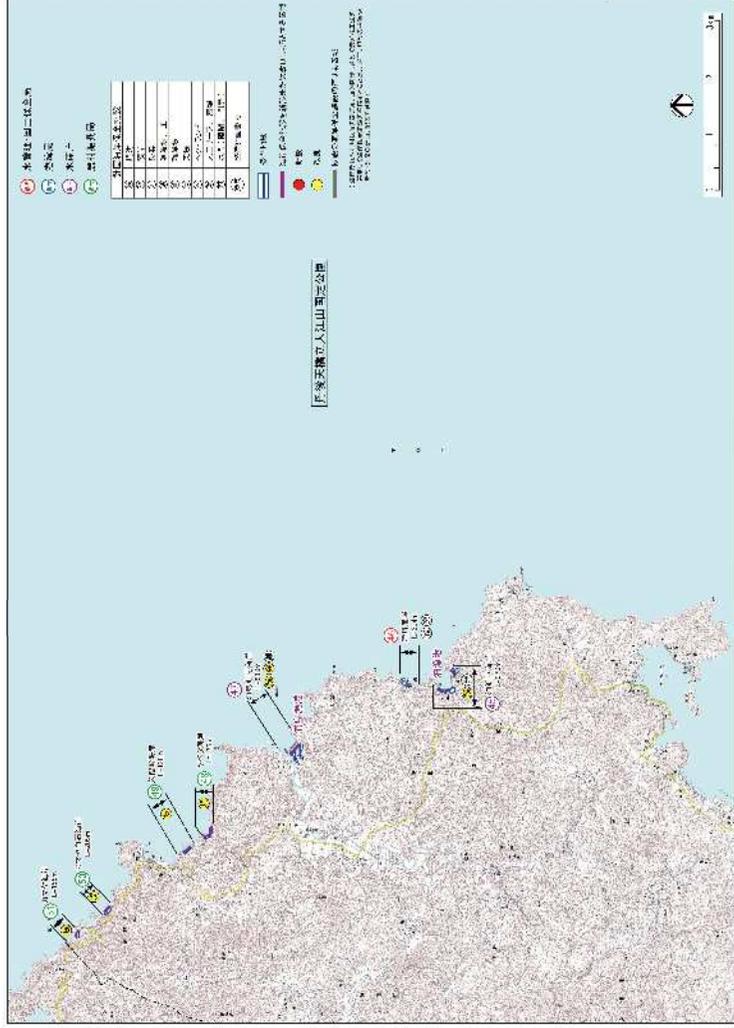
頁	変更後	頁	変更前	変更理由
60	 <p data-bbox="443 746 763 770">図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類</p> <p data-bbox="237 786 645 810">2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <p data-bbox="275 818 954 906">海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食等から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。</p> <p data-bbox="562 1369 589 1393">60</p>	57	 <p data-bbox="1395 746 1715 770">図 2-2-1 整備する海岸保全施設の種類</p> <p data-bbox="1189 786 1597 810">2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況</p> <p data-bbox="1227 818 1906 906">海岸保全施設の整備によって、高潮・高波や津波、海岸侵食等から防護される受益地域および背後の土地利用状況等を基本計画図(1)～(8)に示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況を表 2-3-1 に示す。</p> <p data-bbox="1514 1369 1541 1393">57</p>	

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
61	<p>3 海岸保全施設の維持又は修繕</p> <p>3-1 海岸保全施設の存する区域</p> <p>海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。</p> <p>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。</p> <p>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等、必要に応じて緊急点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等 施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 ○ 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潛堤（人工リーフ） 洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 ○ 砂浜 浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 <p>海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">61</p>	58	<p>3 海岸保全施設の維持又は修繕</p> <p>3-1 海岸保全施設の存する区域</p> <p>海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。</p> <p>3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等</p> <p>維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長、代表堤防高、主な整備施設を表 2-3-1 に、施設の配置を基本計画図 (1) ～ (8) に示す。</p> <p>3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法</p> <p>海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化・変形等の把握に努め、護岸のひび割れや堤体のクラックや堤体の空洞化等構造物の異常が認められた時には、状況に応じて適切に対処し、防護機能の維持を図る。地震、津波、高潮等の発生後等、必要に応じて緊急点検を実施する。</p> <p>海岸保全施設を良好な状態に保つために、海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、定期的な巡視・点検や維持又は修繕を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等 施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 ○ 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潛堤（人工リーフ） 洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 ○ 砂浜 浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。 <p>海岸保全施設の維持又は修繕の方法を表 2-3-1 に示す。</p> <p style="text-align: center;">58</p>	・文言の修正





・計画高潮位の変更に伴う受益地域の修正

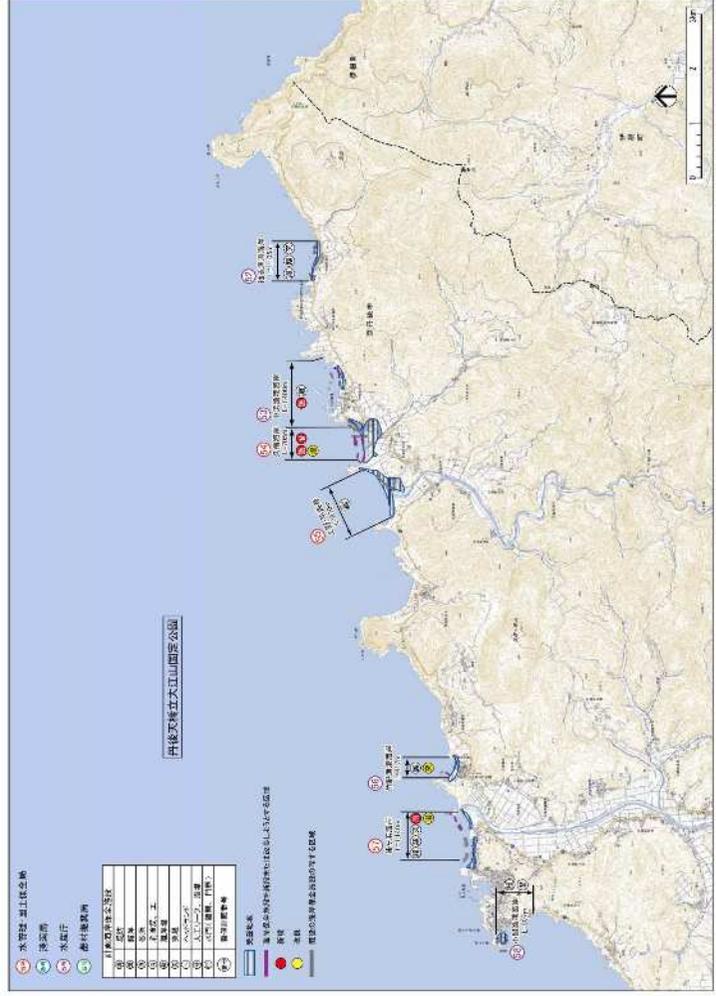
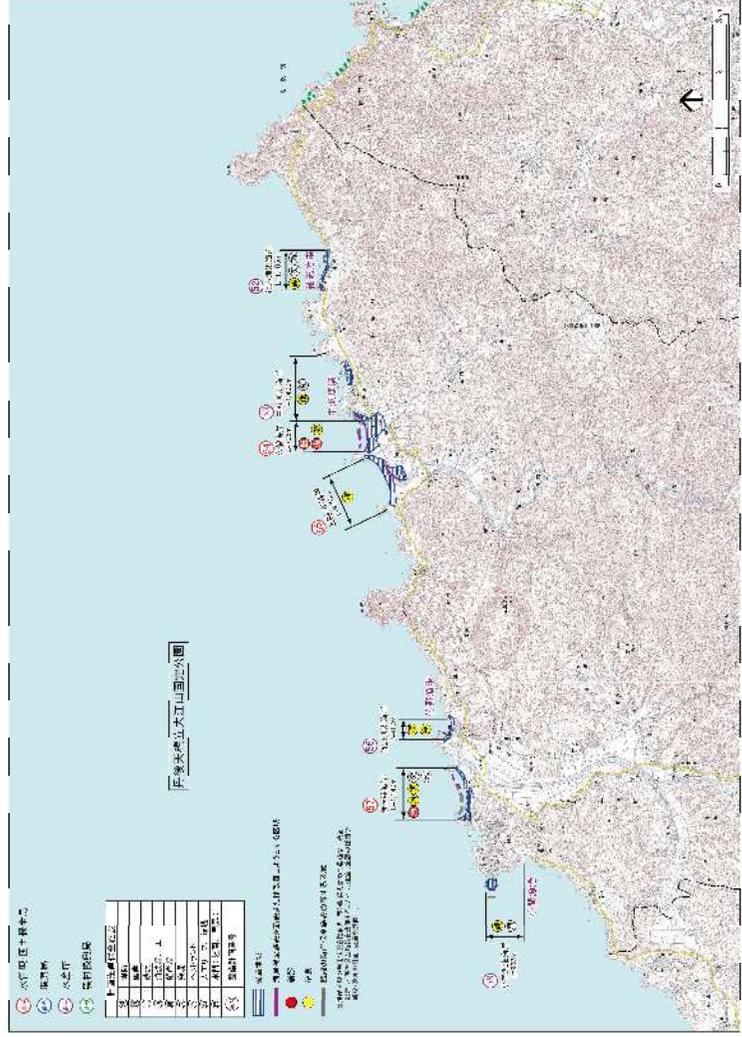


基本計画図 56

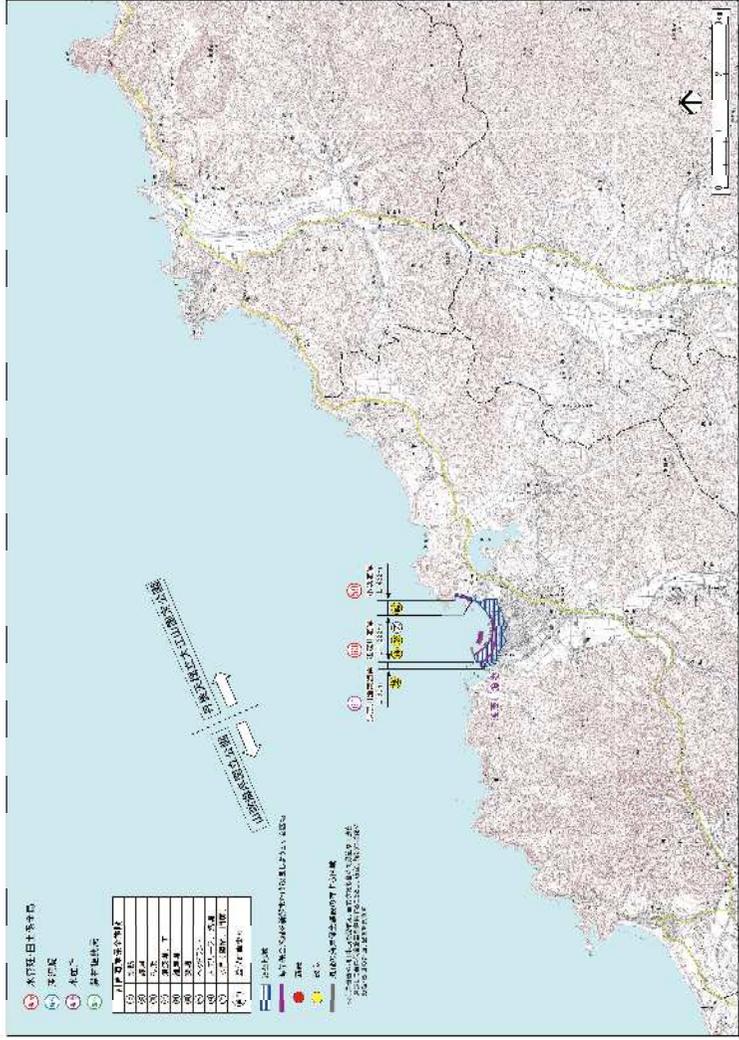


基本計画図 55

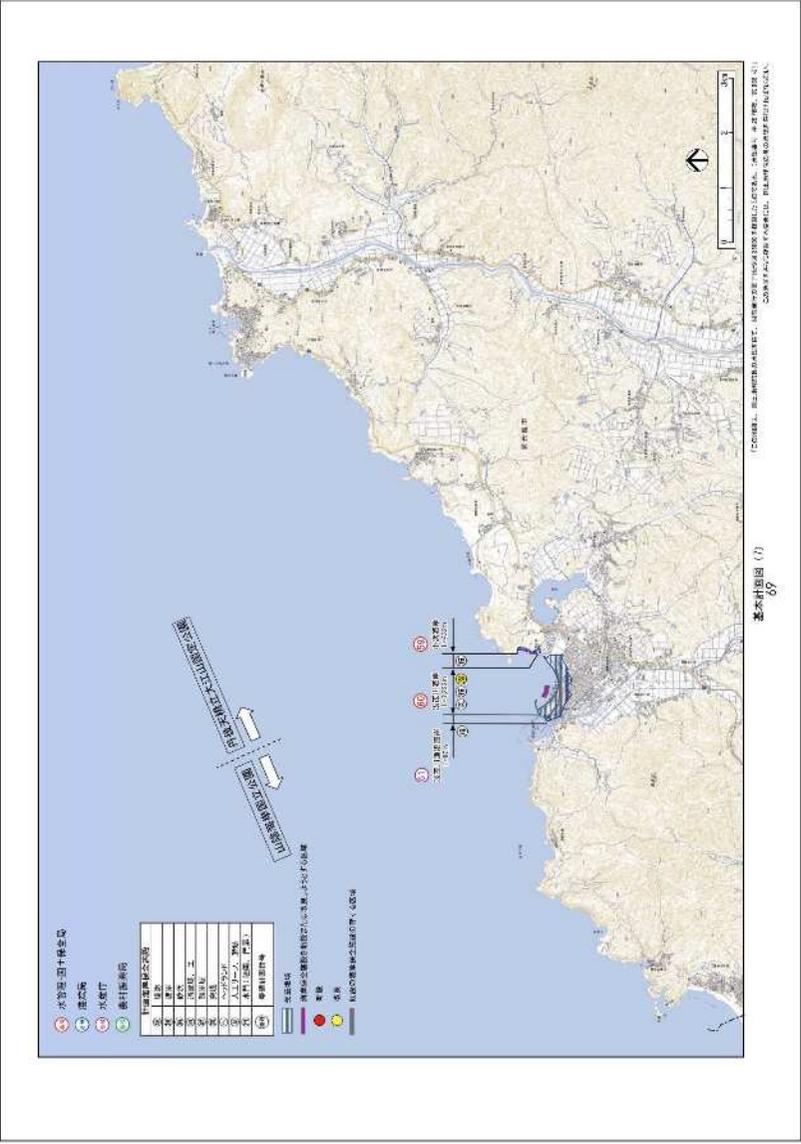
・計画高潮位の変更に伴う受益地域の修正



変更理由
 ・計画高潮位の変更に伴う受益地域の修正



基本計画図 (72)



基本計画図 (69)

変更理由
 ・計画高潮位の変更に伴う受益地域の修正



・計画高潮位の変更に伴う受益地域の修正

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩
出典：京都の自然 200 巻

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類の配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間等で密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

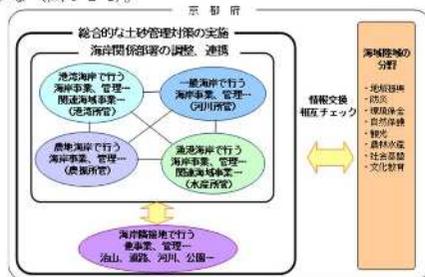


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸等、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進する。

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩
出典：京都の自然 200 巻

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類の配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間等で密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

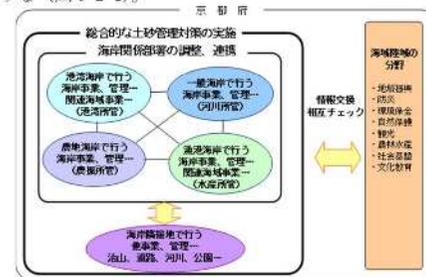


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸等、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁等の関係機関、並びに地域住民との情報伝達等の連携を推進する。

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
75	72	72	72	
<p>3 地域住民の参画と情報公開</p> <p>地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。</p> <p>また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者等の主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図3-3-1）。</p>  <p>図3-3-1 住民の参画 イメージ</p> <p>4 調査・研究の推進</p> <p>質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関等と連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進する。</p> <p>また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流等を図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。</p> <p>75</p>	<p>3 地域住民の参画と情報公開</p> <p>地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。</p> <p>また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者等の主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図3-3-1）。</p>  <p>図3-3-1 住民の参画 イメージ</p> <p>4 調査・研究の推進</p> <p>質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関等と連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進する。</p> <p>また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流等を図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。</p> <p>72</p>			

頁	変更後	頁	変更前	変更理由
76	<p>5 海岸協力団体の指定に向けた取組</p> <p>丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。</p> <p>6 計画の見直し</p> <p>(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化等が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なう。</p> <p>(2) 基本計画の見直しと変更</p> <p>気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。</p> <p>海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">76</p>	73	<p>5 地球温暖化・異常気象への対応</p> <p>地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海面水位の上昇が懸念されている。また、短時間に急速に発達する低気圧（爆弾低気圧とも言うことがある）等の異常気象が増大・増加傾向にあり、丹後沿岸でも高潮・高波被害の激化や砂浜の減少等、深刻な影響が生ずる恐れが高まっている。</p> <p>このため、潮位、波浪、海水温等についてのモニタリングや地球温暖化による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の検討を進める。</p> <p>6 海岸協力団体の指定に向けた取組</p> <p>丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。</p> <p>7 計画の見直し</p> <p>(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更</p> <p>海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況等に応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化等が生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なう。</p> <p>(2) 基本計画の見直しと変更</p> <p>海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">73</p>	<p>・本項目は気候変動影響を踏まえた海岸保全基本計画として全体に反映しているため、削除</p> <p>・気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果等を踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直す旨を記載。</p>